

ト	米原市蛭保護条例	10月1日から施行！みんなで守ろう豊かな自然	2
ピ	子ども110番のおうち	子どもの安全を守るために	3
ツ	放課後児童クラブ	醒井小学校区で実施中「KID'S さめがっこ」	3
ク	第2回米原市芸術展覧会	10月10日～14日まで市民体育館にて開催	4
ス	消費生活相談コーナー	身近な製品にひそむ危険性にご注意を！	6



ふれあいのまち 差別のないまち 9月は同和問題啓発強調月間です。

私たちの身の回りには、さまざまな人権問題が存在します。

中でも同和問題は、わが国の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別であり、このことは他の人権問題にはない同和問題の特質です。

これまでの同和問題の解決に向けた取組みにより生活環境は大きく改善されましたが、結婚や就職をはじめ誤った知識や偏見による差別が今も根強く残っています。

特に最近では、電子版「部落地名総鑑」の存在が明らかになったり、インターネット上での陰湿で悪質な差別落書が頻発したりするなど、新たな差別事件が多発しています。

同和問題の解決に向けては、行政の責務として取り組まなければならぬことはもちろんですが、私たち一人ひとりが、自分自身の問題として認識し、さ

まざまな人権問題や差別について正しく知ること、差別をなくすために正しく行動することが大切です。

この機会に、同和問題は基本的人権に関わる問題であることから改めて認識し、身近なところからみんなで考え行動しましょう。そして「ふれあいのまち・差別のないまち米原市」をつくりましょう。





米原市蜚蠊保護条例

10月1日から施行



わたしたちのまちの豊かな自然環境を象徴する貴重な存在、ホタル。市では、ホタルの保護を通じて、自然環境や生態系の保全に努めようと『蜚蠊保護条例』を制定しました。

この条例は、有識者や市民委員、行政職員などで組織する「米原市蜚蠊保護条例をつくる会」が策定した原案に対し、市民意見の募集などを行い、その結果を踏まえた条例案を6月に開会された市議会定例会に上程し可決されたもので、本年7月1日に制定、10月1日からいよいよ施行となります。

条例では、蜚蠊の保護に関して、河川管理者や市民などの責務を明確に定めるとともに、保護に必要な具体的な行為の禁止などを規定しています。米原市の豊かな自然環境を守り、次代に引き継ぐため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

条例施行後は次の行為が禁止されます

市内全域で蜚蠊および蜚蠊のエサとなるカワニナ等の捕獲を禁止します

- ・蜚蠊…ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタル、クロマドボタルおよびその幼虫
 - ・蜚蠊のエサ…カワニナ、モノアラガイ、キセルガイ、その他蜚蠊の幼虫のエサ
- ※ただし、調査研究等、市長が許可したものを除きます。

特別保護区域における告示期間中の草焼き・草刈り・基準外除草剤の散布を禁止します

毎年4月1日から6月30日の間で、市が告示する期間、特別保護区域では、草焼きや草刈り、基準外除草剤の散布ができません。

基準外除草剤とは

滋賀県農作物病害虫雑草防除基準に登録されていない除草剤をいいます。

※除草剤を購入するときなど、基準に適合しているかどうか分からない場合は環境保全課までお問い合わせください。

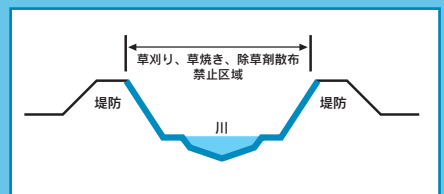
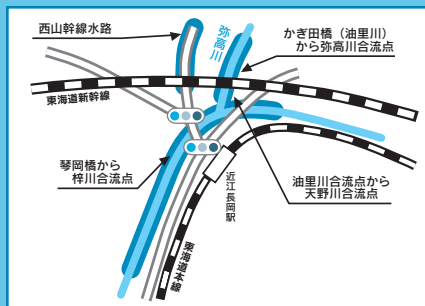
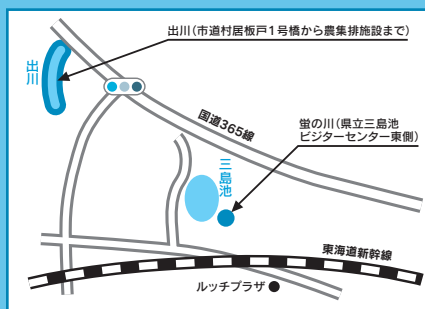
滋賀県農作物病害虫雑草防除基準について

くわしくは…
滋賀県公式サイト

<http://www.pref.shiga.jp/g/kodawari/nouyaku/index.html>

特別保護区域とは？

保護区域（市内全域）のうち、ホタルが現に3年以上安定して発生している、もしくは発生すると考えられる区域を特別保護区域として指定。



特別保護区域…

子ども110番のおうち この看板が目印です



「子ども110番のおうち」って？

近年、心ない大人たちによって子どもが「暴行・誘拐・痴漢」等の犯罪被害者となる事件が全国各地で多発しています。特に通学途中で狙われるケースが多いことから、通学路上にあり、日中に大人がおられる民家や事業所の方々にご協力をいただいて設置しているのが「子ども110番のおうち」です。「子ども110番のおうち」は万一の場合の緊急避難場所という役目を果たしています。

「子ども110番のおうち」設置協力者の役割とは？

子どもが危険な目にあい（あいそうになり）、逃げ込んできた時に設置協力者の果たす役割はおもに次の3つです。

- ① 建物内に子どもをかくまって、身柄を保護します。
- ② 子どもが大ケガなどをしていた場合は早急に救急車を呼びます。
- ③ 子どもから状況を聞き取った上で110番通報をし、学校や保護者へ連絡をとります。

「子ども110番のおうち」は市内に254！

合併以前から設置されていましたが、この度、各自治会の防犯自治会長（地域安全連絡所責任者）の皆さんの全面的なご協力のもと、設置箇所の見直しを図り、市内全域で254箇所に設置いただくことになりました。なお、平成19年度から3年間の継続設置を基本としています。

お願い 子どもの安全確保に向けて

あってはならないことですが、子どもが被害にあった時、あいそうになった時に確実に子どもが避難できることが肝心です。学校や幼稚園においても子どもたちにしっかり伝えますが、ご家庭でも「子ども110番のおうち」について、その場所などを確認いただくとともに、「子ども110番のおうち」についてお子さんによく話してきかせてあげてください。

また、犯罪の未然防止に向けては地域住民の皆さんの「監視の目」がとても重要です。子どもの安全を守るため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

主催：米原警察署・米原市防犯自治会・米原市教育委員会

お問い合わせ 教育委員会 まなび推進課（山東庁舎） ☎ 55-8106 ☎ 55-4040



放課後児童クラブ（学童保育） 醒井小学校区では醒井保育園と連携

市では、放課後児童クラブの未開設地域（息郷・醒井・山東西小学校区）について順次、開設に向けた検討を進めているところです。

そのうち醒井小学校区においては、醒井保育園の運営法人である社会福祉法人「石龍会」が、自主事業として放課後児童クラブ『KID'S さめがっこ』を実施しています。

市では、市政の基本的な方針として地域や民間事業者との“協働”を掲げているところであり、醒井小学校区での放課後児童クラブの設置については、民間事業者の活動を重視するべきと判断しました。今後は、民間の活動だけで利用ニーズに対応できない場合において、公設の放課後児童クラブの開設を行っていくこととします。

社会福祉法人「石龍会」が運営する放課後児童クラブ『KID'S さめがっこ』の概要は右のとおりです。

KID'S さめがっこ

- * 運営主体：
社会福祉法人 石龍会
- * 利用人員：5人程度
- * 利用期間：月曜日～土曜日
- * 利用時間：放課後～19時
- * 利用料金：
利用の形態等により料金が異なります。
- * お問い合わせ：
社会福祉法人 石龍会
☎54-0215

お問い合わせ 健康福祉部 こども家庭課（山東庁舎） ☎ 55-8104 ☎ 55-4040



看護職員合同就業面接会

滋賀県内の病院等から就職の説明が受けられます。看護職の資格をお持ちの方、あなたの資格を活かすチャンスです。

対象▼

- ①保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を持ち、就職を希望される方(来春卒業予定の方は対象外)
 - ②求人施設等の採用担当者
- ※ ①は申込不要、参加無料。②はセンターへお問い合わせください。

日時/会場▼

- 第1回 9月28日(金) / 滋賀県立文化産業交流会館
- 第2回 11月21日(水) / G-ネットしが〔滋賀県立男女共同参画センター〕(近江八幡市)
- 第3回 平成20年1月22日(火) / 草

津工ストピアホテル
 ※ すべて13時30分～15時
 ※ 無料託児あり
 申・問 滋賀県看護協会・ナースセンター
 ☎ 077-564-9494
 FAX 077-562-8998



行政手続無料相談

滋賀県行政書士会では、遺言・相続の手続きや、農地の転用・会社設立など各種許認可申請の行政手続きなど、暮らしの諸問題や行政手続きについて無料で相談に応じます。

行政書士電話無料相談
 10月1日(月) 10時～16時
 ☎ 077-525-0360

許認可手続無料相談所

◇ 湖北支部
 日時▶10月6日(土) 13時～16時
 場所▶長浜サンパレス

◇ 彦根支部
 日時▶10月12日(金) 13時～15時
 場所▶彦根市役所1F市民相談室

問 滋賀県行政書士会事務局
 ☎ 077-525-0360
 FAX 077-528-5606



秋の全国
 交通安全運動
 9月21日(金)～30日(日)

平成19年度スローガン
 「ありがとう」
 ゆずりゆずられ滋賀の道

- シートベルト、チャイルドシートは必ず着用しましょう。
- 速度超過、信号無視等しないよう交通ルールを守りましょう。
- 飲酒運転、過労運転はやめましょう。
- 子どもと高齢者の事故を防止しましょう。



第2回 米原市芸術展覧会

～米原の風景と子どもたち～

会 期	10月10日(水)～14日(日) 開催時間 9時～17時
会 場	米原市民体育館(長岡)
展示部門	絵画(米原を描く)・彫刻・工芸・書・写真(米原を撮る)
展 示	入選作品以上を展示します。
表彰式	対象：入賞(市展賞・教育長賞・後援団体賞・佳作) 作品 期日：10月14日(日) 13時30分～ 会場：ルッチプラザ スタジオ310

ボランティアさん 募集中!



10月10日(水)～14日(日)に受付業務などでお手伝いしていただける方を募集しています。簡単な業務ですので、やってみようかなという方はまなび推進課までご連絡ください。あなたの参加をお待ちしています。



お知らせ

パスポートセンター（米原）
休業日のお知らせ

10月9日（火）は、県立文化産業交流会館が休館日のため、休業させていただきます。なお、大津の窓口は通常どおり開設します。

☎ 滋賀県パスポートセンター

☎ 077-527-3323

FAX 077-527-3329



講座

滋賀県立大学秋季公開講座
認知症予防とケア

日時と内容▶

①11月3日（土）

「認知症の予防と早期発見」

②11月24日（土）

「軽度認知症の悪化予防ケア」

③12月8日（土）

「認知症ケアの常識」

※いずれも13時30分～15時20分まで

講師▶滋賀県立大学人間看護部教授

堀井とよみ、同准教授 畑野相子

場所▶滋賀県立大学交流センター研修室

定員▶100人

参加費▶1回につき500円

申込み期間▶9月18日（火）～10月19日（金）

申込み方法▶電話・FAX・はがき・Eメールで「住所・氏名・年齢・電話番号」をお知らせください。

☎・☎ 滋賀県立大学交流センター
〒522-8533 彦根市八坂町2500

☎ 0749-28-8210

FAX 0749-28-8473

✉ chiiki_grp@office.usp.ac.jp

循環器病講座「狭心症・不整脈・心不全～最新の治療法から日常管理の実際まで～」

対象▶循環器病患者の方およびその家族の方、医療関係者を含む一般の方

日時▶9月29日（土） 14時～16時

場所▶滋賀県立成人病センター研究所（守山市）

☎ 滋賀県立成人病センター循環器科（池口）

FAX 077-582-5426

✉ mcads@mx.biwa.ne.jp

※電話での照会はご遠慮ください。



募集

平成20年度「滋賀県交通安全スローガン」募集

テーマ▶県民みんなで交通安全をすすめる雰囲気があふれる、滋賀県らしい特徴あるもの

応募資格▶滋賀県内に在住、在勤、在学の方

賞▶最優秀作・優秀作・佳作を選考し、入賞者に薄謝進呈。

応募期間▶9月21日（金）～10月31日（水）

応募方法▶はがきに「住所・氏名・年齢・職業（学生の場合は学校名と学年）」を記入して下記まで。

※ 作品1点の場合ははがき1枚を使用、作品多数の場合ははがき大の紙1枚に1点を記入し封書にまとめてお送りください。

※ 入賞作品の著作権は、主催者に帰属します。

☎・☎ 〒520-8577 滋賀県庁交通政策課内 滋賀県交通対策協議会事務局

☎ 077-528-3682

FAX 077-528-4837

第14回一豊公&千代様サミット参加者募集

岐阜県郡上市で開催されるサミットで、開会式や交流会等に参加していただける市民の方を募集します。

日時▶11月17日（土）[8時30分頃に出発・22時頃帰着予定]

※最寄りの庁舎から会場まではバスで送迎します。

応募資格▶米原市内在住の方

募集人数▶35人程度

参加費▶交流会費用7,000円（昼食は別途各自負担）

応募締切▶10月12日（金）

応募方法▶「住所・氏名（フリガナ）・連絡先電話番号・送迎バス乗車希望場所（米原庁舎・近江庁舎・山東庁舎・伊吹庁舎・醒井行政サービスセンターのいずれか）を明記して、郵送・FAXまたはEメールで下記まで

☎・☎ 市 商工観光課（伊吹庁舎）

☎ 58-2227 FAX 58-1197

〒521-0392 米原市春照490番地1

✉ syoukan@city.maibara.shiga.jp

米原市民チャリティーゴルフ大会参加者募集

開催日▶10月17日（水）

会場▶彦根カントリークラブ

参加資格▶米原市内在住または在勤の方

料金▶参加費3,000円+プレー代8,980円

定員▶120人（先着）

☎・☎ 米原市ゴルフ協会（「ゴルフライフいぶき」山田）

☎ 57-1555 FAX 57-1566



催し

歴史講演会

近江から日本史を見直す

～北近江の歴史を中心に～

日時▶10月2日（火） 14時～15時30分

講師▶文学博士・国際日本文化研究センター教授 今谷 明氏

場所▶長浜ロイヤルホテル

料金▶無料 ※要申込み

☎・☎ 市 商工観光課（伊吹庁舎）

☎ 58-2227 FAX 58-1197

中山道の宿場を訪ねよう！

～番場・醒井・柏原～

行楽の秋。マイクロバスで、近場の名所「中山道の宿場町」を観光ボランティアが案内します。

日時▶10月14日（日） 9時～15時（小雨決行）

集合場所▶ルッチプラザ南側駐車場

参加費▶1,000円（拝観料・保険料・郷土のおやつ付）※当日徴収します。

持ち物▶弁当・水筒・雨具・筆記用具など

※動きやすい服装でお越しください

定員▶20人（先着順）

申込締切▶10月5日（金）

☎・☎ 市 商工観光課（伊吹庁舎）

☎ 58-2227 FAX 58-1197

いのちの尊さを考えるシンポジウム

日時▶10月8日（月・祝）

13時30分～16時30分

場所▶長浜文化芸術会館

内容▶基調講演「自殺の社会的要因をさぐる」（講師：奈良女子大学教授 清水新二氏）

／シンポジウム「地域ぐるみでいのちの大切さを考える」

☎ 滋賀県立精神保健福祉センター

☎ 077-567-5010

FAX 077-567-5033



消費生活
緊急情報

家庭用品の安全性
身近な製品にひそむ危険性にご注意を!!

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
受付 平日 9時15分~15時30分



圧力なべ

中国製の家庭用圧力なべの一部に、問題のある製品があることがわかりました。

問題の製品は、平成17年11月から19年4月までの間、三星刃物株式会社^{みつぼしはもの}が輸入し、栗林商事株式会社が販売したものです。主に通信販売を通じて販売されましたが、消費生活用製品安全法の技術基準を満たしていないにもかかわらず、適合していることを示す「P S Cマーク」が付いています。

これまでのところ、事故が起きたとの情報はありますが、基準より低い圧力でフタが外れ

PSCマーク

消費生活用製品安全法で、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品について国の定めた技術上の基準に適合した旨を表示するマーク。マークは2種類あり、P S Cマークの表示がないと販売することができない。規制対象品目としては、自己確認が義務づけられている「特定製品」と、その中でさらに第三者機関の検査が義務づけられている「特別特定製品」があり、圧力なべは「特定製品」に指定されている。



て調理中の中身が飛び出したり、取っ手の部分が高温になって火傷を負ったりする危険性があります。

経済産業省の指示によって、現在、製品回収が行われています。対象商品を使用している場合はすぐに使用を中止し、事業者にご連絡してください。

【対象機種】

1	MR-180	直径18cm	片手なべ	アルミニウム製	3.0リットル
2	MR-200	直径20cm	両手なべ	アルミニウム製	4.0リットル
3	MR-220	直径22cm	両手なべ	ステンレス製	5.8リットル

【事業者の連絡先】

三星刃物株式会社
☎0575-22-2345



テーブルタップ

「スイッチ付きテーブルタップ」の一部に、高熱を発生し、発煙する危険性のある製品があることがわかりました。

問題の製品は「(MY)ワイエム企画」が輸入・販売した、韓国製の4口テーブルタップです。製品本体に表示されている最大電力は1500wであるにもかかわらず、1200wの電気ヒーターを使用中に差込口から発煙、4つある差込口のうち3つが焦げるという事故が起きました。

国民生活センターで検証の結果、スイッチ付近が約100℃まで上昇、熱による激しい変形や変色が見られ、スイッチ部分に問題があることがわかりました。

PSEマーク

電気用品安全法に従い製造または輸入された電気用品で、国が定めた技術基準に適合していることの確認等を行うことにより表示することができるマーク。マークは2種類あり、「電気用品」のうち特に危険または障害の発生するおそれの多い「特定電気用品」には、さらに第三者機関での検査が義務付けられている。本件製品はこれに該当する。電気用品の製造・輸入事業者には国への届出が義務付けられており、P S Eマークの表示がないと販売することができない。



このテーブルタップで消費電力の大きい器具を使用すると、発熱による変形や発煙の危険性があります。使用している場合は直ちに使用を中止してください。

輸入事業者である有限会社ワイエム企画は、電気用品安全法で義務付けられている、国への届出をしていないことが判明。にもかかわらず製品にはP S Eマークが表示されています。